

第5回近畿地方年金記録訂正審議会総会	資料3
平成31年4月15日	

年金記録の訂正手続に係る地方厚生(支)局 担当者会議について

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 平成29年度の受付状況

- 平成29年度の訂正請求の受付件数は4,621件であり、前年度同期(平成28年4月から平成29年3月まで)に比べて、671件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金4,206件(前年度同期比612件減)、国民年金373件(同62件減)、脱退手当金42件(同3件増)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向となっているが、減少幅は少なくなっている。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、増加傾向にある厚生年金の割合が、平成29年度において9割を超えている一方、減少傾向にある国民年金の割合は、同年度は1割を下回っている。

② 平成30年度上期の受付状況

- 平成30年度上期(平成30年4月から同年9月まで。以下同じ)における訂正請求の受付件数(速報値)は1,844件であり、前年度同期に比べて、901件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金1,647件(前年度同期比905件減)、国民年金180件(同10件増)、脱退手当金17件(同6件減)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

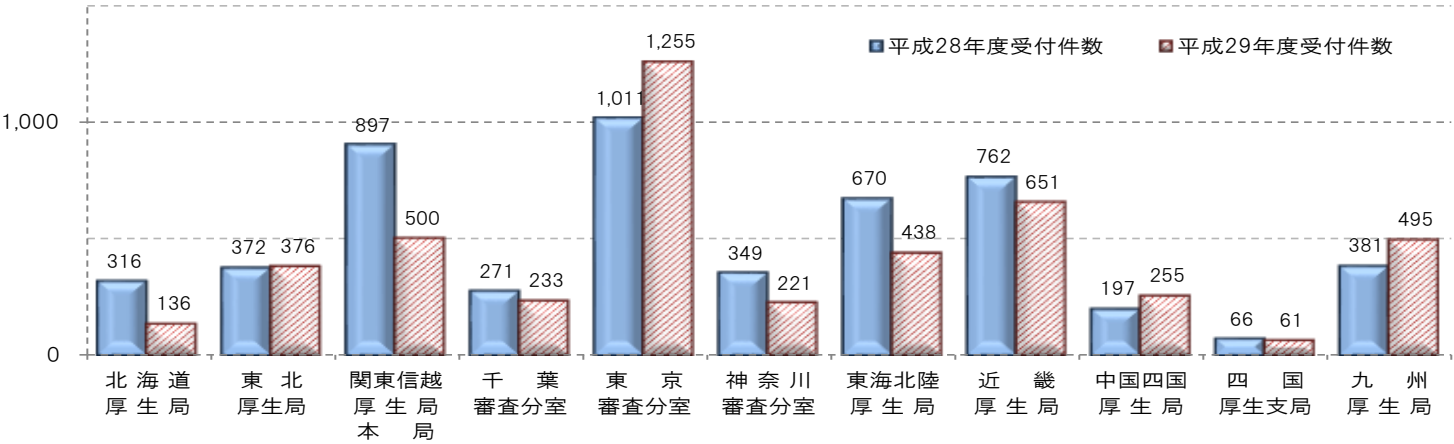
(件)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度上期 (速報値)	
厚生年金	7,368	(86.5 %)	4,818	(91.0 %)	4,206	(91.0 %)	1,647	(89.3 %)
（個別請求）	3,902	(45.8 %)	2,214	(41.8 %)	1,620	(35.1 %)	490	(26.6 %)
（一括請求）	3,466	(40.7 %)	2,604	(49.2 %)	2,586	(56.0 %)	1,157	(62.7 %)
国民年金	1,060	(12.4 %)	435	(8.2 %)	373	(8.1 %)	180	(9.8 %)
脱退手当金	88	(1.0 %)	39	(0.7 %)	42	(0.9 %)	17	(0.9 %)
合 計	8,516	(100.0 %)	5,292	(100.0 %)	4,621	(100.0 %)	1,844	(100.0 %)

- 厚生年金(個別請求)
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- 厚生年金(一括請求)
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。
2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案(切替事案)を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

(3) 地方厚生(支)局別の受付件数



I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	平成 27 年度						平成 28 年度						平成 29 年度						平成30年度上期(速報値)					
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計			
厚生局処理事案	1,688	224	1,912	693	64	2,669	1,636	156	1,792	467	42	2,301	1,307	171	1,478	350	31	1,859	387	31	418	153	17	588
訂正決定	852	214	1,066	108	4	1,178	1,031	143	1,174	65	2	1,241	902	148	1,050	44	3	1,097	216	30	246	21	2	269
（全期間訂正）	680	211	891	71	4	966	856	131	987	49	2	1,038	772	142	914	41	3	958	172	30	202	16	2	220
（一部期間訂正）	172	3	175	37	0	212	175	12	187	16	0	203	130	6	136	3	0	139	44	0	44	5	0	49
不訂正決定	833	10	843	580	60	1,483	603	13	616	401	40	1,057	405	23	428	303	28	759	169	1	170	131	15	316
請求却下	3	0	3	5	0	8	2	0	2	1	0	3	0	0	0	3	0	3	2	0	2	1	0	3
機構処理事案	739	2,347	3,086	22	2	3,110	748	2,630	3,378	22	2	3,402	379	2,495	2,874	8	1	2,883	126	904	1,030	5	0	1,035
処理事案合計	2,427	2,571	4,998	715	66	5,779	2,384	2,786	5,170	489	44	5,703	1,686	2,666	4,352	358	32	4,742	513	935	1,448	158	17	1,623

訂正請求の取下げ等	332	71	403	87	6	496	304	136	440	58	5	503	182	37	219	36	2	257	56	77	133	25	1	159
-----------	-----	----	-----	----	---	-----	-----	-----	-----	----	---	-----	-----	----	-----	----	---	-----	----	----	-----	----	---	-----

[参考]																								
機構処理事案 (一部期間訂正)	72	34	106				100	54	154				93	15	108									

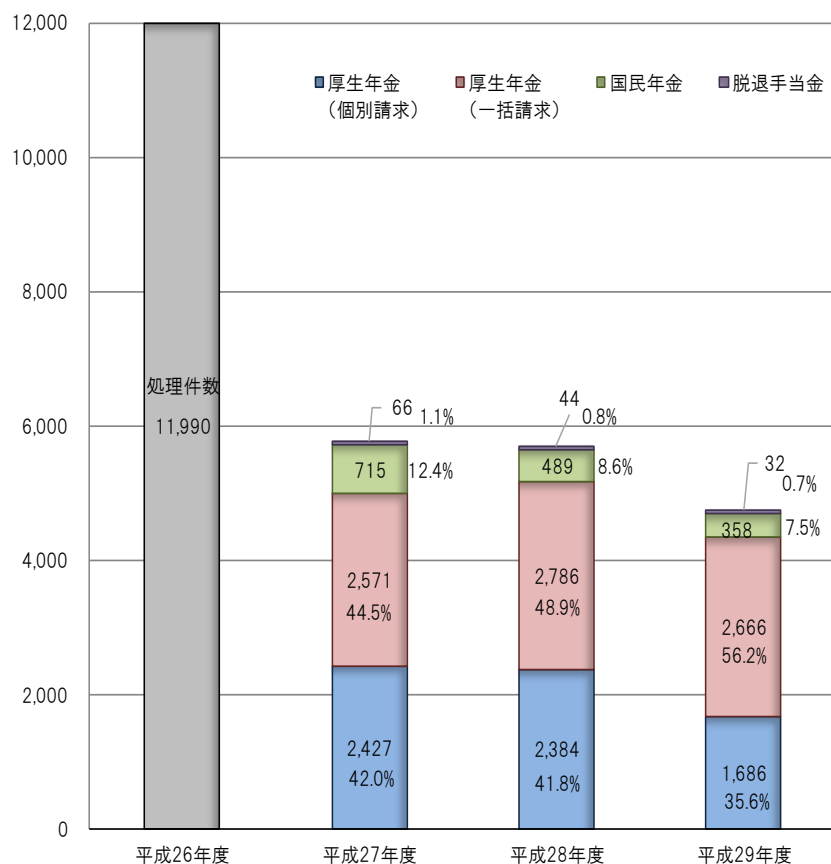
・ 厚生局処理事案	地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
・ 訂正決定(全期間訂正)	全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
・ 訂正決定(一部期間訂正)	一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
・ 不訂正決定	全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
・ 機構処理事案	訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所にて記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
・ 機構処理事案(一部期間訂正)	一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)
・ 訂正請求の取下げ等	平成27年度の件数は、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

I 訂正請求の受付・処理状況

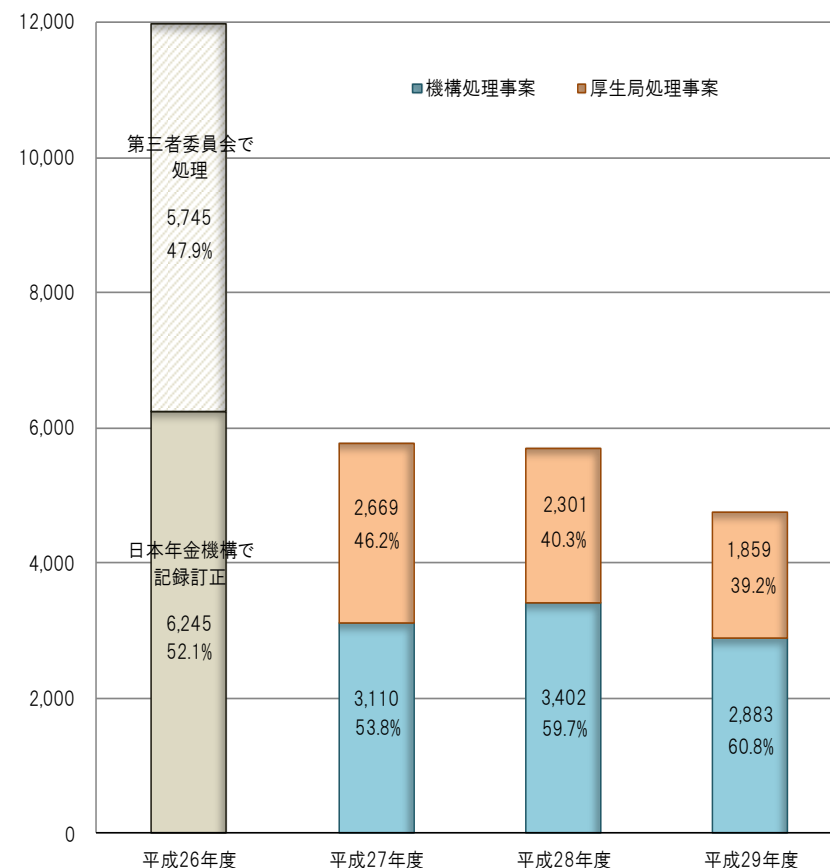
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

《制度別の処理事案件数》



《処理事案別の件数》



Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(1) 請求期間の分類(事案類型)別

事 案 類 型	平 成 28 年 度		平 成 29 年 度		事 案 類 型 の 内 容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	4,084	(100.0%)	3,108	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	2,665	(65.3%)	2,064	(66.4%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	980	(24.0%)	788	(25.4%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	428	(10.5%)	247	(7.9%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	11	(0.3%)	9	(0.3%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	809	(100.0%)	616	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	732	(90.5%)	560	(90.9%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	51	(6.3%)	49	(8.0%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	26	(3.2%)	7	(1.1%)	・第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	44	(100.0%)	31	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	43	(97.7%)	31	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	1	(2.3%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合 計	4,937		3,755		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)
2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

II 請求内容・処分の状況
2 事案類型・請求期間の状況

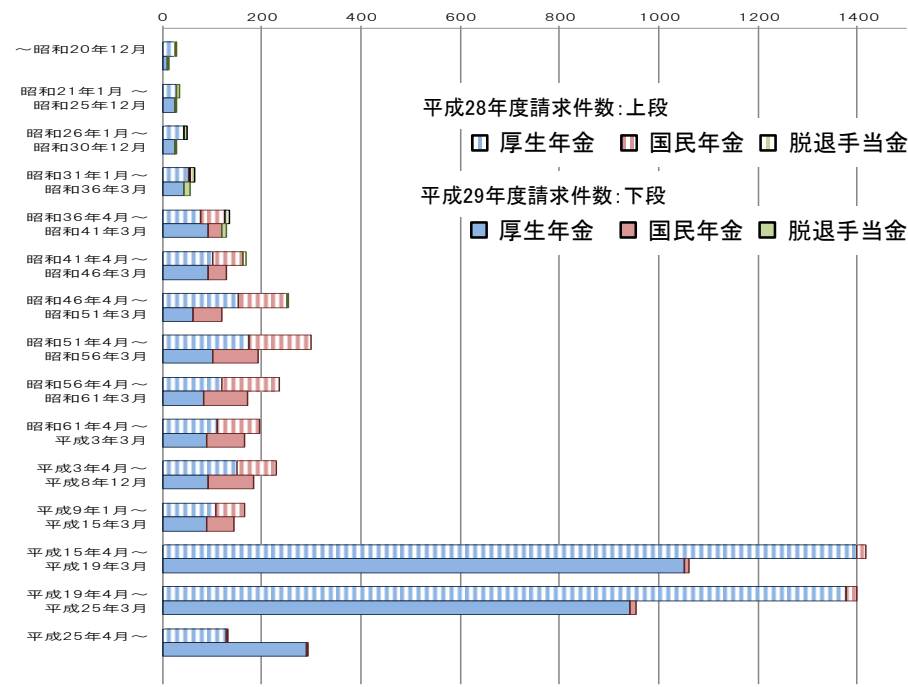
(2) 請求期間(時期)別

(件)

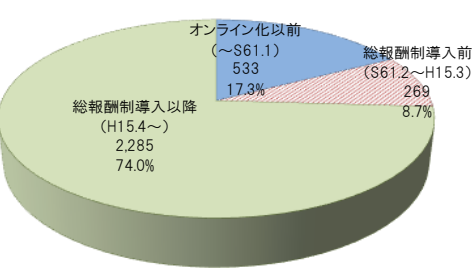
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以降	以前			
～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月～ 昭和20年12月	11	0	1	12
昭和21年1月～ 昭和25年12月	24	0	5	29
昭和26年1月～ 昭和30年12月	26	0	3	29
昭和31年1月～ 昭和36年3月	42	0	13	55
昭和36年4月～ 昭和41年3月	91	29	9	129
昭和41年4月～ 昭和46年3月	92	36	0	128
昭和46年4月～ 昭和51年3月	61	59	0	120
昭和51年4月～ 昭和56年3月	102	90	0	192
昭和56年4月～ 昭和61年3月	84	88	0	172
昭和61年4月～ 平成3年3月	88	76	0	164
平成3年4月～ 平成8年12月	93	90	0	183
平成9年1月～ 平成15年3月	88	57	0	145
平成15年4月～ 平成19年3月	1,053	8	0	1,061
平成19年4月～ 平成25年3月	942	11	0	953
平成25年4月～	290	2	0	292
不明	0	0	0	0
合計	3,087	546	31	3,664

注1 平成29年度の厚生局処理事案の請求件数である。
注2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)

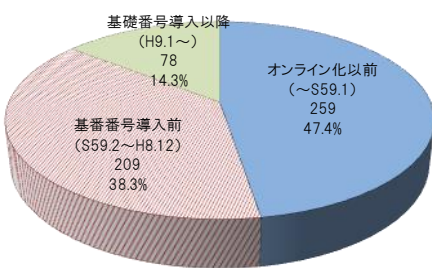
《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間(時期)別の状況》



《国民年金の請求期間(時期)別の状況》



I 訂正請求の受付・処理状況

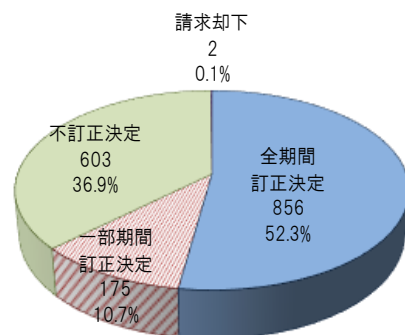
2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

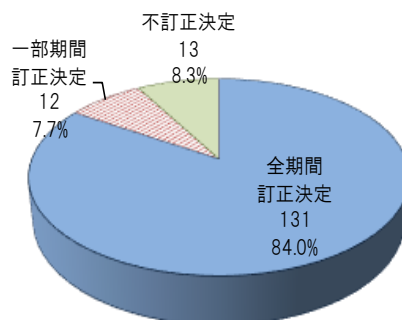
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈平成28年度〉

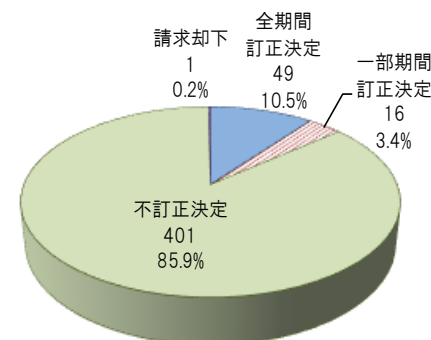
〔厚生年金(個別請求)〕



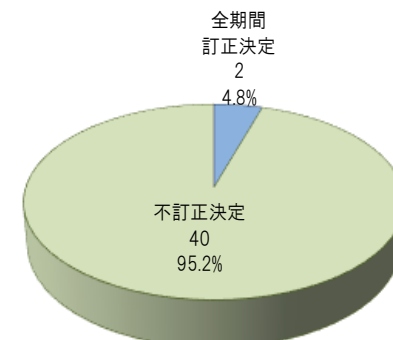
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

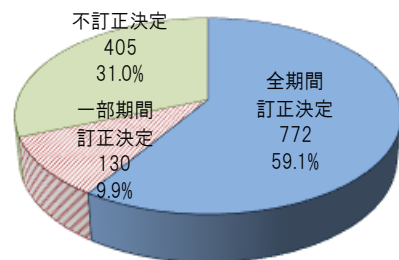


〔脱退手当金〕

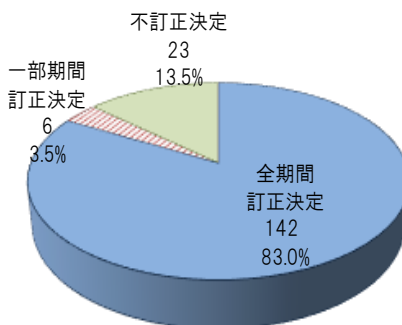


〈平成29年度〉

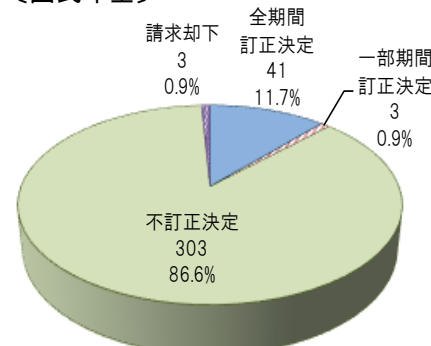
〔厚生年金(個別請求)〕



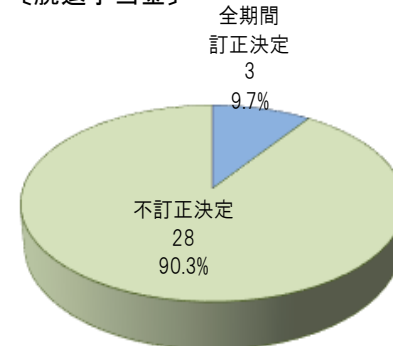
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕



Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 処分別の状況

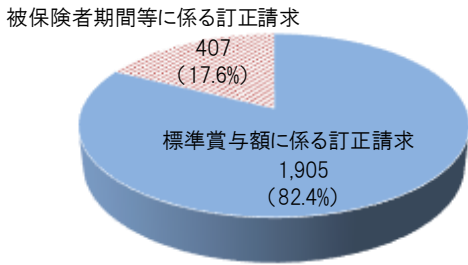
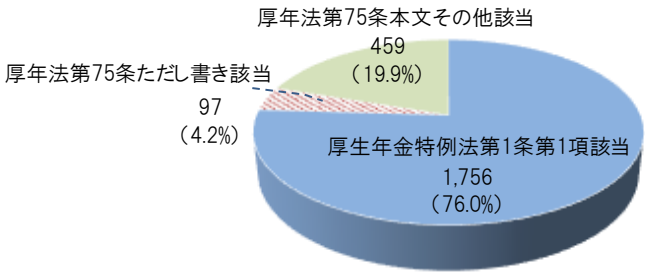
(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	182	86	268	1,488	0	1,488	1,670	86	1,756
厚年法第75条ただし書き該当	47	19	66	31	0	31	78	19	97
厚年法第75条本文その他該当	47	26	73	386	0	386	433	26	459
合 計	276	131	407	1,905	0	1,905	2,181	131	2,312

(件)

注1 厚生年金事案に係る平成29年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。
2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》



- 厚生年金の適用法の内容
 - ① 厚生年金特例法第1条第1項該当
事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。
 - ② 厚年法第75条ただし書き該当
請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。
 - ③ 厚年法第75条本文その他該当
①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

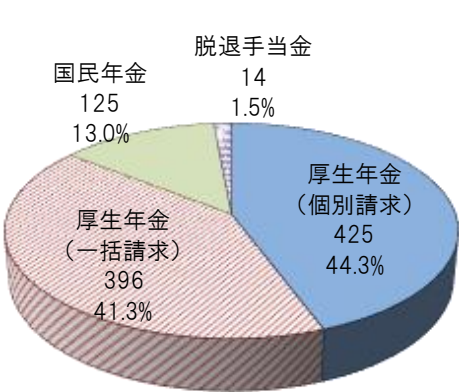
I 訂正請求の受付・処理状況

4 処理中事案の状況

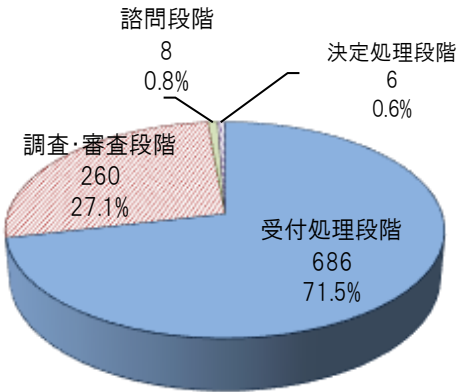
○ 処理中事案件数(平成29年度末現在)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	(参考) 平成28年度末 合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	7,736	8,656	16,392	1,868	169	18,429	13,808
② 処理件数	6,493	8,016	14,509	1,562	142	16,213	11,482
③ 請求取下げ等の累計	818	244	1,062	181	13	1,256	999
処理中事案件数 (①－(②＋③))	425	396	821	125	14	960	1,327
日本年金機構の受付処理段階	235	379	614	64	8	686	799
地方厚生(支)局の調査・審査段階	183	17	200	54	6	260	487
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	4	0	4	4	0	8	40
地方厚生(支)局の決定処理段階	3	0	3	3	0	6	1

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(平成29年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部 会 数)	(3)	(4)	(9)	(4)	(8)	(5)	(6)	(7)	(3)	(2)	(6)	(57)
部会開催回数	27	55	145	70	152	87	76	129	36	23	53	853
審議件数	78	95	283	104	322	158	256	389	67	27	109	1,888
厚生年金	54	67	237	73	254	125	212	327	50	20	69	1,488
国民年金	20	26	43	28	63	31	40	59	16	7	35	368
脱退手当金	4	2	3	3	5	2	4	3	1	0	5	32

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(平成29年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	4	1	4	0	1	1	0	6	0	0	0	17
厚生年金	0	0	0	0	1	1	0	4	0	0	0	6
国民年金	3	1	4	0	0	0	0	2	0	0	0	10
脱退手当金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

厚生局における処理期間の状況（平成29年度、平成30年度上期）

処理日数別の処理件数、平均日数及び最長日数

		平成29年度		平成30年度上期	
		近畿厚生局	全厚生局合計	近畿厚生局	全厚生局合計
総 数	103日以内(標準処理期間)	331 件	1,632 件	53 件	493 件
	104日 ～ 150日	44 件	172 件	24 件	76 件
	151日 ～ 180日	10 件	31 件	2 件	5 件
	181日 ～ 210日	1 件	4 件	2 件	8 件
	211日以上	4 件	20 件	0 件	6 件
	計	390 件	1,859 件	81 件	588 件
	平 均 日 数	77.6 日	82.9 日	99.0 日	87.3 日
国民年金	103日以内(標準処理期間)	32 件	290 件	19 件	132 件
	104日 ～ 150日	19 件	49 件	5 件	16 件
	151日 ～ 180日	5 件	10 件	0 件	2 件
	181日 ～ 210日	0 件	0 件	0 件	3 件
	211日以上	0 件	1 件	0 件	0 件
	計	56 件	350 件	24 件	153 件
	平 均 日 数	99.0 日	86.8 日	92.1 日	87.4 日
厚生年金	103日以内(標準処理期間)	297 件	1,312 件	30 件	349 件
	104日 ～ 150日	25 件	123 件	16 件	55 件
	151日 ～ 180日	4 件	20 件	2 件	3 件
	181日 ～ 210日	1 件	4 件	2 件	5 件
	211日以上	4 件	19 件	0 件	6 件
	計	331 件	1,478 件	50 件	418 件
	平 均 日 数	73.8 日	82.1 日	102.9 日	87.1 日
脱退手当金	103日以内(標準処理期間)	2 件	30 件	4 件	12 件
	104日 ～ 150日	0 件	0 件	3 件	5 件
	151日 ～ 180日	1 件	1 件	0 件	0 件
	181日 ～ 210日	0 件	0 件	0 件	0 件
	211日以上	0 件	0 件	0 件	0 件
	計	3 件	31 件	7 件	17 件
	平 均 日 数	97.7 日	80.5 日	94.3 日	89.6 日
	最 長 日 数	154.0 日	154.0 日	129.0 日	129.0 日

※ 処理期間は、地方厚生局への送付年月日の翌日～地方厚生局の決定通知書送付年月日の日数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)																
	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度上期 (平成30年9月末現在)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	21	12	2	35
裁 決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	21	12	3	36
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	17	11	3	31
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	4	1	0	5
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	1	1	0	2

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

Ⅲ その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
訴訟事件の件数	23	7	4	34
平成28年度末時点において係争中	11	4	2	17
平成29年度における提訴	7	1	1	9
平成30年度上期における提訴	5	2	1	8
事案類型	・被保険者期間 16件 ・標準報酬月額 8件 ※重複事案あり	・納付記録 7件	・全期間 3件 ・一部期間 1件	
請求の趣旨				
原処分の取消	17 ※	5	3 ※	25
原処分及び裁決の取消	3	1	1	5
裁決の取消	1	0	0	1
その他	2	1	0	3

注1) 「平成28年度末時点において係争中」の件数は、平成29年3月31日時点における件数を計上している。

注2) 「平成30年度上期末時点において係争中」の件数は、平成30年9月30日時点における件数を計上している。

※ 厚生年金 2 件及び脱退手当金 1 件は、年金の給付等についても請求している。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	15	4	3	22
裁決前の提訴	2	0	0	2
裁決後の提訴	13	4	3	20
審査請求なし	8	3	1	12

(3) 判決・係争の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
確定した判決件数	5	4	1	10
取下げ件数	2	0	1	3
平成30年度上期末時点において係争中	16	3	2	21